

令和5年度第2回 松江市障がい者差別解消推進委員会 議事録

1 日時 令和5年10月10日(火) 15:00~15:55

2 場所 島根県市町村振興センター 6階 中会議室(松江市殿町8-3)

3 出席者

(1) 委員 出席8名、欠席2名

出席:門脇委員長、広野副委員長、京委員、宍道委員、稲田委員、小田川委員、中村委員、山本委員

欠席:安部委員、富澤委員

(2)事務局

健康福祉部:松原健康福祉部長、岸本健康福祉部次長

(障がい者福祉課)有間課長、曾田係長、村田係長、仲田係長、福間係長

土井副主任、三井副主任

松江市障がい者基幹相談支援センター絆:出雲氏

4 協議事項

(1) 松江市障がい者差別解消条例の改正について

(2) 「条例見直しに関する意見」及び「障害者差別解消法改正」を踏まえた施策及び取組状況

5 会議経過

**【開会】**

○有間課長 ただ今から令和5年度第2回松江市障がい者差別解消推進委員会を開催いたします。私は障がい者福祉課の課長をしております有間でございます。本日は、大変ご多忙の中、ご出席をいただきましてありがとうございます。最初に、本日の会議の出欠状況ですが、富澤委員と安部委員がご欠席ということでございますので、報告をさせていただきます。

本日の開催趣旨ですが、前回8月の委員会で松江市障がい者差別解消条例の改正案を説明させていただいて、関連施策の進捗状況についても、ご報告をさせていただいたところでございます。特に改正案について、よりわかりやすくしてほしいとのご意見等をいくつかいただきましたので、改めて改正案のご提示をさせていただきたいと思っております。併せまして、関連施策と進捗状況についても、前回以降の部分について少しではございますが、ご報告をさせていただきたいと思っております。本日はよろしくお願いいたします。

それでは本委員会は、条例第10条の規定によりまして委員長が議長となることとなっております。これより後は門脇委員長に進行をお願いしたく存じます。門脇委員長、よろしくお願いいたします。

○門脇委員長 それでは、進行させていただきます。まず審議に入ります前に、本会につきましては、松江市情報公開条例の規定により、原則公開となりますが、本日予定されている項目の中で、非公開の基準に当てはまるものはございますか。

○曾田係長 障がい者福祉課で係長をしております曾田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。情報公開について非公開の基準に該当するものはございません。

○門脇委員長 ありがとうございます。それでは、会議は公開といたします。

## 【協議事項】

### (1) 松江市障がい者差別解消条例の改正について【資料1】

○門脇委員長 それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

協議事項(1)松江市障がい者差別解消条例の改正についてということですが、事務局から説明をお願いいたします。

○曾田係長 協議事項(1)松江市障がい者差別解消条例の改正について説明させていただきます。前回の会議で条例改正案をお示しさせていただきました、いくつかご意見をいただきました。一つが、条例改正案について、もっとわかりやすくすべきではないかということと、もう一つが、説明の中で、今回の障害者差別解消法の改正に際して、法の規定にあるものは、新たに条例には載せず、必要な部分の条例改正をすると申し上げましたが、法律に書いてあるから条例に載せなくてもいいという考え方はどうなのかというご意見をいただきました。

条例をわかりやすくということにつきましては、こちらで検討しまして資料1の条例改正案に記載をさせていただきました。

その前段として参考資料をご覧ください。法律に書いてあるから条例に載せなくてもいいか、ということについてお話をさせていただきます。法律は条例がなくても、日本国全体に効力を持つという考えのもと、本市の障がい者差別解消条例は、法の内容の一部を取り入れながら、市独自の内容をいろいろな方のご意見をいただきながら、作った独自の条例でございます。

例えば独自の内容の例としては、障がいの定義に難病に起因する障がいをきちんと明記したということや、法にはありませんが、市民の合理的配慮の努力義務というもの、条文の中に盛り込んでいるとか、虐待の禁止とか、差別解消推進委員会の設置など、独自の項目を入れているものでございます。

資料の一番下に法律と条例を比較したものをつけております。

条文の構成も、基本的には違うところをご承知いただければと思います。

今回の法改正で追加された内容も、当然に松江市を含む日本国全般に効力を及ぼすということでございまして、条例にそれを新たに追加規定する必要はないと考えております。

一方、条例の中に、事業者の合理的配慮の提供については、努力義務であるということを規定しておりますので、少なくともこの点は変えなければいけないということで、法改正に沿わせる必要がある部分については、条例改正をしますが、それ以外のところは、法で規定をして効力を発揮させるという考え方でございますので、今回は必要な部分の改正をさせていただきたいということでお答えとさせていただきます。

続きまして、条例改正案、資料1をご覧ください。

前回以降、総務課法制担当と協議をいたしまして、特に第5条のところでございます。義務とか努力義務とかそういうところを規定しているところをもう少しわかりやすくというところを協議いたしました。あわせて、様々な文言整理もこの際に行いたいということで、新旧対照表は改正前改正後の表でございますけれども、全文を記載して皆様のお手元にお配りしています。

2ページ、第2条は定義を規定するところでして、赤文字で、「第何号に規定する」というものを追加しております。これは文言整理という意味でございまして、例えば「第11号に規定する」難病、

「第 3 号に規定する」社会的障壁という言葉は、後の 3 ページのところでは改めて定義される言葉として、何号に規定するということを明記するものでございます。

続いて下のところ、障がいの定義で、何々の状態にある「もの」ではなく、「こと」に修正いたします。

続いて 3 ページ、第 2 号の差別という言葉の定義でございます。まず日本語的におかしい部分がありましたので修正を加えております。「障がいを理由として障がない人と不当な取扱いをすることにより」はつながりがおかしいので、「障がない人と比較して不当な取扱いをすることにより」としたことで、続いて社会的障壁、合理的配慮という言葉は、先ほどと同じく、後で言葉の定義が出て参りますので、第何号に規定するということを追加したものでございます。

続いて 3 ページの一番下、第 8 号の事業者の定義でございます。事業者には、民間企業や、NPO、ボランティア団体等を含むものでございますが、今の書き方ですと、普通の民間企業だけと捉えられかねないということで、ボランティア団体という言葉を追加しております。

続きまして 4 ページ、第 10 号の家族等の定義でございます。

これまでは「及び孫」となっているところを、この後に、「及びこれらに準ずる者として市長が定めるもの」を追加しております。今年の 10 月 1 日から、島根県パートナーシップ宣誓制度がスタートしまして、LGBTQ等の当事者が結婚と同等にパートナーとなるという宣誓を島根県に行ったカップルは、家族に準じる扱いとするという制度でございます。この制度は県下全域に及ぶものでございますので、松江市でも夫婦家族に準ずるものとして扱っていくということで、新しい条例の整備や改正の際には、このような文言を盛り込むという方針としておりますので追加したところでございます。

続きまして 5 ページ、第 5 条は前回は、第 3 項を追加しただけの、条例改正案をお示しました。事業者は、合理的配慮を求められた場合には、必要かつ合理的な配慮をしなければならないという言葉を追加しておりましたが、合理的配慮を求められた場合というのはどういう場合なのか、市民にとってもっとわかりやすい言葉であるべきではないかということで、再度検討いたしまして、障害者差別解消法という言葉を入れますと、少しわかりやすくなるということで、第 3 項のところを先に見ていただきますと、事業者はその事業を行うにあたり、障がいのある人から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、合理的配慮をしなければならないということで、合理的配慮を求められた場合ということをもっとわかりやすく、障害者差別解消法の言い方に変えております。併せて第 2 項も同じ言い回しが妥当であると考えまして、同じ書き方としております。なお、第 2 項にカッコ書きを入れておまして、障がいのある人が本人による意思の表明が困難な場合に、当該本人の家族等の方が、本人を補佐して表明ができるということを追加しております。

その他も若干、修正を加えているところがございます。6 ページ、第 8 条の第 1 項第 1 号は、これも文言整理でして、もともとは「障がいの状態」と書いていましたが、障がいというものが先ほどの定義において、「何々の状態」にあることとしておりますので「状態の状態」という意味になってしまいますので、この「状態」を削除したものです。

続いて 9 ページ、第 11 条相談のところです。障がいのある人、その家族、その他関係者は相談できるところを、今回事業者もできるところを強調するために事業者を書き出しております。

今回、特に第 5 条のところを前回より少し変えておりますけれども、皆様からご意見を頂ければ

と思います。どうぞよろしく申し上げます。

○門脇委員長 皆様から質問等ございますか。

○京委員 いろいろと修正いただきありがとうございました。3 ページ、事業者の定義のところ、ボランティア活動を行う団体なども含めて具体的にに入れていただいたので、わかりやすくいいなと思いました。この「など」がどこまでの範囲なのかということを知りたいと思います。子を持つ親の立場から、部活動であったりスポーツ団体だとか、そういうところで、障がいあるなしに関わらず、入れてもらえなかったり競争の原理から落とされてしまったり、排除されたりとかの話を知ることがあります。例えばそういう地域にあるスポーツ活動だったりとか、学校の部活動だったりとか、そういうものは事業者に含まれるのでしょうか。

○曾田係長 両方とも含まれると考えております。法律には事業者という定義は書いてありませんが、法律に基づく国の基本方針の中で、言葉が正確ではないかもしれませんが、特定の何かの事業を繰り返し行う団体グループは対象になると書いておまして、地域のスポ少もそれに当たると考えております。部活動は、学校事業の範囲の中に入るとすれば、公立学校であれば、既に義務ですし、私立学校についても、少なくとも来年 4 月からは義務化となりますので、いずれもこの範疇に入ると考えます。ここは代表例としてボランティア団体としたものです。

○京委員 よくわかりました。ありがとうございました。

○有間課長 補足ですが、組織力がそこまで強くない団体に合理的配慮義務をどこまで求めるかということがあります。合理的配慮とは、どういう時にどこまでが合理的かということは、その団体の組織力、職員の人数、関係している人数、予算などによって総合的に判断されることとなりますので、ボランティア的な団体は、合理的配慮の義務の部分が、いわゆる民間企業などよりは、求められるものが下がってくるのではないかと感じております。ただ、範疇に入るかどうかといえば入るといこととです。

○門脇委員長 その他ご意見等ございますでしょうか。

○中村委員 3 ページ、最初のところの第 2 号差別の定義のところ、障がいを理由として障がいのない人と比較しての「比較して」が、私としてはちょっと引っかけたところです。お年寄りとかあらゆる人がいるわけで、ない人と比較してというのが何か差別を強調しているように私自身は捉えてしまいました。

障がいを理由として不当な取扱いをすることによりと、すんなり書いた方がいいかなと思いました。ここを読んだときに、やはり障がいのない人と比較して、不当か不当じゃないかを判断するのかと受け取られないか、障がいのあるなしが強調されている気がしましたので、そこが気になりました。

○曾田係長 おっしゃるところはわかりますので、再度、法制担当と調整したいと思います。条例とか法律の的確な書き方というものもありますけれども、ご意見を踏まえて、そういう書き方が出来るか確認をさせていただきます。

○稲田委員 3 ページ、第 5 号虐待の定義のところ、「障がいのある人に対して」とあって、「又は障がいのある人をしてそれらの行為をさせることをいう」というところの意味合いがわかりにくいので、教えてもらえたらと思います。

○有間課長 前段はおわかりいただけだと思いますが、後段の「障がいのある人をしてそれらの行為を

させる」という部分ですが、これは、障がいのある方が、それがいけないことだというのを分からないのをいいことに、障がいのある方を操ると言いますか、他の第三者に対して、ここに書いてあるようなことをさせると、それも虐待ですということでございます。

## (2)「条例見直しに関する意見」及び「障害者差別解消法改正」を踏まえた施策及び取組状況【資料2】

- 門脇委員長 続きまして、(2)「条例見直しに関する意見」及び「障害者差別解消法改正」を踏まえた施策及び取組状況について、説明をお願いします。
- 曾田係長 資料2を御覧ください。赤文字で書いています施策及び取り組みの状況につきまして報告させていただきます。

1 障がい理解の啓発、法改正の周知を含むところでは、出前講座や差別解消にかかる周知、チラシやハンドブックを作成して商工団体などに配布等を行っていくということに取り組んでいこうとするものでございました。

取り組み状況でございますけれども、赤文字のところは前回に比べて修正をしている箇所です。法改正の関係につきましては、前は商工会議所に行きましたということでしたが、加えて、観光団体や医療系では医師会、歯科医師会、薬剤師会の3ヶ所に直接周知依頼で行かせていただいております。また、今後タクシー団体へ訪問予定と記載しておりますけれども、つい先般、島根県旅客自動車協会の松江支部と八束支部へ行きまして、タクシードライバーさん方への周知についてお願いをしたところでございます。

今後他の産業、農業団体等と書いておりますが、訪問に文書通知なども織り交ぜながら周知をしていきたいと考えております。

行きました各団体の対応としては、例えば松江商工会議所は11月に、2,800ぐらいの事業者に向けてチラシを配布いただく予定でございます。まつえ北商工会は会報に掲載をされる予定ですし、松江観光協会は、既に記事を掲載したものを郵送済みであり、メルマガも11月に予定いただいております。

医師会も、チラシを各会員に配布いただく予定ですし、その他のまわらせていただいた団体でもいろいろとご協力をいただいているところでございます。いくつかの団体からは、全体会や役員会、理事会といったところに来て、説明をしてほしいと依頼をいただいておりますので、今回の法改正について周知を継続して行っていきたいと考えております。

1点、おわびでございますけれども、この取り組み状況の中で、前回記載をしていて誤っていたところがございます。

2点ございまして、1点目が障がい理解のワークショップをやりたいということをおっしゃいました。これは時期未定ですが、時期が遅くなる見込みです。いったん消させていただくものです。もう一つが、心のバリアフリーハンドブックを改訂して、内容を追加したいと申し上げておりましたが、大変申し訳ございませんが今回の作業で誤って消してしまいましたが、これは継続して取り組んでいきたいと思っております。

めくっていただきますと、市教育委員会や県教育庁などを通じて、各種学校への出前講座の活用の働きかけを行いますというところでございますけれども、取り組んでいる最中でございます。教育委員会には相談しております。ただ私立の学校とか、専修学校、専門学校への法改正の周知などは、

県の総務課が行うと伺っておりまして、市が各私立の学校に出向いて説明などしますと、現場が混乱する可能性もありますので、一旦待って、県からの周知があった後で、出前講座の活用などを促していきたいと考えております。

続きまして、2相談体制・研修でございます。

相談の窓口の明示について、既にホームページやチラシで障がい者福祉課と、基幹相談支援センター絆で受け付けますと言っておりますが、加えて市民向けといたしまして、差別等に限らず一般的な障がいがある方の相談を受けるということで、18ヶ所の相談支援事業所に委託をしております。その連絡先について改めてホームページに載せたところでございますので、修正させていただきました。

続きまして、次の2ページから3ページのところ、相談体制の充実、また対応について研修を行っていくというところです。まだ未実施としておりますが、来年1月10日の午前中に、基幹相談支援センター絆で合理的配慮の提供に関する研修会を予定しております。

これは市民向け、福祉事業者等向けで行う予定でございます、講師は全国手をつなぐ育成会の事務局長さんを予定しております。この方が合理的配慮をテーマとした研修がとても上手であると伺っておりまして、絆が準備に入っているところです。

続きまして、3市内部の取り組みでございます。

これにつきましては市内部で、いろいろな確認や見直しを行うようにということを促していきたいということを言っておりました。

一つ目の職員向けの対応要領は、また今後実施する予定でございますので未実施としております。

4ページのところでございます。先般、市役所内のすべての部署に通知を出しまして、老朽化施設改修時はバリアフリー化を積極的に検討することや、バリアフリーアドバイザー制度を活用して、意見を聞くようにということを通知しております。続いて中ほどのところ、市の制度で実質的に障がいのある方が使えない制度がないか、そういうところを今一度確認する点検を依頼しております。

また下のところで、窓口で聴覚障がい、視覚障がい、また知的障がい等の方がいらっしゃったとき、どういう対応をしないといけないのか、あくまで一般論ですが、こういうところに配慮しながら、対応してくださいということを、すべての課に周知しております。その他、筆談代筆対応が可能とカウンターに明示することなど、今後取り組んでいきたいと考えております。

5ページ、4他の団体との連携のところ、県や市の役割について県と協議をするということについては、実施済みとしております。県と協議をしまして、お互いの役割分担については申し合わせたところです。

続きまして、差別事例や取り組みの情報収集等の取り組みでございます。これも実施中としておりまして、相談事例を蓄積し毎年県とのやりとりを行っておりますし、必要に応じて国ともやりとりを行いたいと考えています。また、内容を整理して、市民の皆さんにも紹介していきたいと考えています。

いくつかの中で実施済みと書いていますが、この資料の中ではそのように整理をしているだけでありまして、今後も継続してやっていくべきことと思っております。これで終わったという意味ではないということを付け加えさせていただきます。現在、そのような取り組み状況ということを報告させていただきました。

- 門脇委員長 ありがとうございます。委員の皆様から、何か質問ご意見ございますか。
- 広野副委員長 わかりやすい条例改正案にさせていただいたと思います。これを事業者の方、市民の方にご理解いただくことが大事で、大変ですががんばってやっていただきたいと思います。市の独自の広報媒体である市報であるとか、新聞やテレビ等マスコミを活用するなどして、広く市民の方に理解をしていただけるようにいただきたいと思います。
- もう一点は事業者が合理的配慮をすると、また金のかかることか、大変なことだと思われがちですが、やはり、障がい者が仕事のしやすいような職場環境にするということは、障がいのない人にとっても、いい職場環境になって、生産性が上がると思いますし、そうしたモデルといますか、いい事例をつかんでいただいて、ただやらなきゃいけないじゃなくて、やればこういう効果もあるという前向きな広報をしていただきたいと思います。
- 全体的には非常によくやっていただいて、感謝しております。
- 曾田係長 ありがとうございます。まず広報については、これまでもある程度は法改正について、やって参りましたが、条例改正については、議会で可決されましたら法改正の流れにかぶせるような形になるかもしれませんが、あらゆる媒体を使ってしっかりと周知していきたいと思っております。
- また、事業所が、どのように働きやすい環境を作っているのかという、良い事例を知ってもらうことは素晴らしいことだと思いました。そのような良い事例の情報を捉えて出したいと思っておりますし、そこについては、できれば、島根労働局に協力いただいて、前向きないいものがあれば、教えていただきたいと思っております。
- 門脇委員長 ほか何かご意見ご質問ありますか。
- 中村委員 2 ページ目、学校での出前講座の対象は、働く教員、障がいのある教員への合理的配慮という内容なのか、児童生徒なのか、対象者についてこの出前講座ではどのように考えておられるのかお聞きします。
- 曾田係長 どちらかと言いますと、児童さん向けに、いろんな授業のカリキュラムがある中で、市の出前講座を使おうと思っていただけるよう、出前講座があることをまず知っていただきたいと思っております。また、教職員の皆さまからご要望があれば、教職員向けに出かけてお話することは可能です。
- 中村委員 わかりました。教員は平成 24 年ぐらいからのインクルーシブ教育システム構築推進ということで、かなり研修は受けてきています。県でも、合理的配慮アドバイザーを県立学校に巡回相談等できるような制度がありますので、教員にはかなり周知されていて、うちの高校は受験できませんというようなことは言えないように、きちっと基本的なことは周知が図られていると思いますので聞いたところです。
- 曾田係長 既に市内の小学校や中学校に活用いただいていますので、更に広がるといいと思います。
- 中村委員 あいサポート運動などについて、子供たちだけでなく保護者も含めて、受講して広まっていくと、さらに障がい理解ができると思いますので、ぜひ、子供とか保護者向けの出前講座を活性化してもらいたいと思いました。
- 京委員 先ほど私が質問した条文のところ、スポーツの団体などは学校からちょっと切り離されたところもあったりすると思うので、そういうところに対しても働きかけ等もしていただきたいと思いますと思うのですが、これを見ると、先ほどもご返答にあった要望に応じてという言葉がたびたび出てき

ますが、そうした団体から声が上がらないと、こちら側からは動けないというように感じますが、市の方から積極的に情報提供して、アクション起こしていかれるのかというところが、もう少し知りたいと思います。例えば、障がい者差別解消に対してすごく理解のある人たちがいる団体にだけ情報が届くのではないかということをお聞きしたいと、逆に関心のないところに、どうアプローチするのかということをお聞きしたいと思います。

○曾田係長 ルートがあるところは、スポ少も教育委員会からルートはあると思っていますが、全くルートがないところはなかなか厳しくて、市報やイオンのデジタルサイネージを使うなどで、普段の生活の中で、知ってもらおうという活動がメインになっています。他に届くような方法があるならば、検討が必要だと思います。

○京委員 イオンのデジタルサイネージとかはいいなと思います。

○曾田係長 普段の生活の中で、パッと目に入るような、テレビなのかもしれませんし、ラジオなのかもしれませんし、それがある意味一般的な広報の枠の中でもあります。それ以外に直接届くような方法があるといいなと思っています。

○京委員 いろいろなチャンネルを使って情報発信をしていただくことが大事だと思いますので、ぜひいろいろな取り組みを試みていただきたいと思います。

### 【その他】 今後のスケジュール【資料3】

○門脇委員長 それでは続きまして、3 その他について事務局からお願いします。

○曾田係長 今後の予定につきまして、資料3を御覧ください。条例改正のスケジュールでございます。現在のところに太線を引いておりますが、中村委員からいただいたご意見を踏まえ、文言を修正するかどうかにつきましては、内部で協議をしますので、判断についてはこちらにお任せをいただければと思います。

その上で、11月に内部の法令審査会にかけまして、最終的には議案とすることの市長判断を仰ぐこととなります。

資料1の最初のところにも記載しておりますが、そういう過程の中で、意味を変えるということはありませんが、若干修正が入る場合はありますのでその点をご了解をいただきたいと思います。

11月末から議会が始まる予定でございますので、条例改正案を出ささせていただきますと、議会で可決となりましたならば、来年4月1日からの法の施行日と合わせて、改正条例の施行日とする流れでございます。可決となりましたら、それ以降、法改正のこととあわせてですが、条例改正について周知を重ねてやっていきたいと考えております。

差別解消推進委員会につきましては、大変お忙しい中ではありますが、毎年11月にも開催をしております。議題としましては、毎年12月3日から9日まで障がい者週間でございまして、その中で、障がい理解等に貢献された団体や個人を表彰しておりますので、その表彰選考をお願いさせていただきますと考えております。

詳細はその時に説明させていただきますが、現在1団体の推薦が出ておりますので、次回のご案内をさせていただきますと考えております。

また、ワークショップや、庁内の職員対応要領の変更作業などもあわせてやっていきたいと考えております。

○門脇委員長 皆様から質問、ご意見等ございますでしょうか。

無いようでしたら本日の審議は終えたいと思います。ありがとうございました。議事が終了しましたので進行を事務局に戻します。

○有間課長 委員の皆様には協議事項につきまして、様々なご意見をいただきましてありがとうございました。また門脇委員長様には円滑に議事進行していただき、感謝申し上げます。最後に部長からごあいさつを申し上げます。

○松原部長 健康福祉部長の松原でございます。皆様、本日はお忙しいところ、この会議に出席をいただきまして、大変ありがとうございました。

本日ご審議いただきました条例改正の件でございますけれども、今年の3月から複数回、本日にわたりましてご議論いただきまして積み重ねてきたところでございます。

1点確認をさせていただく所は残っておりますけれども、おかげをもちまして、皆様の意見を踏まえて、こうして改正案とすることができましたことを、この場を借りて御礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

先ほどスケジュールの説明もありましたけれども、これから11月末から始まる議会に提出するというところで準備をさらに進めて参ります。市になりますとやはりこの条例の改正ということがやっぱり、大変重要な案件になって参りますので、議会からもしっかりと議論をいただいて、改正につなげていきたいと考えているところでございます。

またこの度設定しましたいろいろな取り組みの関係では、障がい理解の推進につきまして、さらに一層進めていく必要があると考えておりますので、この点につきましても引き続き皆様方のご理解とご協力をいただきたいと思いますと考えているところでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。皆様本日はどうもありがとうございました。

○有間課長 なお、次回の委員会は、11月予定でございますが日程については別途ご案内させていただきます。以上をもちまして令和5年度第2回松江市障がい者差別解消推進委員会を終了します。本日は大変ありがとうございました。

(以上)